



『民法典』を読み解く—契約編（下）

本稿は前回に引き続き、改訂後の通則を切口として、企業に与える影響を簡単に説明致します

1.e コマース関連契約

eコマースの発展に伴い、インターネット取引は、生活の一部として欠かせないものとなった。特に新型コロナウイルス感染拡大の衝撃を受けたあと、オフラインでの多くの需要はオンラインに移転した。民法典に新設した関連条項は、去年より実施した「電子商務法」と一致している。

法律原文（抜粋）：

第 512 条 速達で配送される商品の引渡しを目的とし、インターネット等情報ネットワークを通じて締結した電子契約では、荷受人が署名して受け取る時間を引渡しの時間とする。サービス提供を目的とする電子契約では、その電子領収書、あるいは実物の領収書に記載された時間をサービスの提供時間とする。上記の領収書に時間の記載がない、または記載の時間が実際のサービス提供時間と一致しない場合、実際のサービスを提供した時間に準じる。

企業への助言：

オンラインサービスを提供する企業は、電子契約、及び物流の関連情報（送付、署名等を含む）を適切に保管する必要があると考えられる。



2. 選択債務

民法典は、選択債務を定め、立法の空白を埋めた。選択権が形成権であり、債権者はその指定した方法で契約履行を請求することができる。あわせて、一定の条件の下での選択権の移転を規定した。それにより、柔軟な契約履行が可能になる。

法律原文：

第 515 条 債務者は複数の目的のうち一つのみを履行すればよい場合、選択する権利を有する。ただし、法律が別段の規定をし、または、当事者が別段の取決めをし、または、他の取引慣習がある場合を除く。

選択権を有する当事者が所定の期限内に、または履行期間満了までに選択せず、催告を受けた後も合理的な期限内に選択しない場合、その選択権は相手側に移転する。

企業への助言：

契約を締結する際、将来の状況を明確に判断できない場合、相手側による履行方法について、選択的債務を採用すれば、状況の変化に合わせて有利な意思決定を行える。

3. 事情変更の原則

民法典は事情変更の原則を明確に定め、不可抗力を事情変更の範疇に含めた。なお、仲裁機構も事情変更の有無を判断できるようになった。

法律原文（抜粋）：



第 533 条 契約が成立した後、契約の基本条件に締結時に予想できず、且つ取引リスクに該当しない重大な変化が発生した結果、契約の履行が当事者の一方にとって明らかに不公平である場合、不利な影響を受ける当事者は相手と交渉することができる。合理的な期限内に合意することができない場合、当事者は人民法院、または仲裁機構に契約の変更、あるいは解除を請求することができる。

企業への助言:

訴訟にとどまらず、仲裁でも事情変更を引用できるようになる。不可抗力で契約の履行が明らかに不公平になった場合、事情変更の原則を引用して、契約の変更を請求することが可能である。

3. 債務者の拒否権

現行の「契約法」によれば、債権者は債務を免除できる。民法典では債務者の拒否権を新設した。

法律原文:

第 575 条 債権者が一部、または全部の債務を免除する場合、債権債務の一部、あるいは全部は終了する。但し、債務者が合理的な期限内に拒否した場合は除く。

企業への助言:

債権債務における利害関係は当事者同士に限らず、第三者に及ぶ場合が多い。第三者との取引関係などを斟酌すれば、債務者が債務免除でかならずしも利益を受けるとは限らない場合もある。このため債務者に選択（拒否）の権利を与える



里格律师事务所
A&Z LAW FIRM

のは、一定の意義があると考えられる。

本稿は当所弁護士の勉強の心得であり、具体的な事件に関する法律意見ではない。

A&Z Law Firm

20 Floors,2001-2002Building 2, Jing'an Kerry Center

1539 Nanjing West Road,

Shanghai, 200040 P.R.China

Tel.: +86-21-5466-5477

Fax: +86-21-5466-5977

■Shanghai ■Dalian ■Beijing ■Wuhan ■Tokyo

Wechat ID: ligeHello



Wechat ID: laodonghegui

